8.2　Ｃ集団に分類された国の指定された事業体を監督する権限のある当局が、小形包装物（Ｅ）の取扱い及び配達の費用の全部を賄うため、当該指定された事業体の料率の上限は一通当たりの費用と料金との比率であって内国料金の七十パーセントを超えるものを基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該指定された事業体が１の規定に従って国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供すること（当該当局が当該情報を書面により認証することを含む。）を条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

9　７の規定に基づいて料率を自己申告することを選択する指定された事業体は、これらの料率の導入の際に、無差別の原則に基づき、自国の規制当局の定める規則に従って作成する相互に受入れ可能な二者間の商業上の取決めを通じて、かつ、実行可能な範囲内で、差出側の連合加盟国の指定された事業体が、名宛側の指定された事業体により既に公表されている内国業務における同様の業務についての料金であって分量及び距離に応じて調整されたものを利用することができるようにすることを検討すべきである。

10　小形包装物（Ｅ）に適用する料率の自己申告に関する全ての追加の条件及び手続については、この条約の施行規則に定める。

11　この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

**第十六条**

条約第三十条を次のように改める。

**第三十条**　到着料（書類を包有する通常郵便物（小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ））の補償金の料率の決定についての規定）

1　書類を包有する小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）の一通当たりの補償金の料率及び重量一キログラムごとの補償金の料率は、それぞれ、重量二十グラムの小型郵便物（Ｐ）の料金及び重量百七十五グラムの大型郵便物（Ｇ）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）の七十パーセントを基礎として計算する。

2　郵便業務理事会は、型ごとに区分された郵袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

3　いずれの年における料率も、重量四十二・三グラムの小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）に関し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであってはならない。

4　小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）に適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

4.1　二千二十六年については、一通当たり〇・四七三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・六九二ＳＤＲ

4.2　二千二十七年については、一通当たり〇・五〇八ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・九六九ＳＤＲ

4.3　二千二十八年については、一通当たり〇・五四六ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき四・二六七ＳＤＲ

4.4　二千二十九年については、一通当たり〇・五八七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき四・五八七ＳＤＲ

4.5　二千三十年については、一通当たり〇・六三一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき四・九三一ＳＤＲ

5　小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）に適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。

5.1　二千二十六年については、一通当たり〇・三四五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・六九〇ＳＤＲ

5.2　二千二十七年については、一通当たり〇・三六一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・八一一ＳＤＲ

5.3　二千二十八年については、一通当たり〇・三七七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・九三七ＳＤＲ

5.4　二千二十九年については、一通当たり〇・三九四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・〇六九ＳＤＲ

5.5　二千三十年については、一通当たり〇・四一二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・二〇七ＳＤＲ

6　この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

**第十七条**

条約第三十一条を次のように改める。

**第三十一条**　移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

削除

**第十八条**

条約第三十二条を次のように改める。

**第三十二条**　業務の質を改善するための基金（以下「基金」という。）の目的に関連し、Ｃ集団の国のうち後発開発途上国に分類された国に対して全ての国が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、Ｃ集団の国のうち後発開発途上国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の二十パーセント分増額される。Ｃ集団の国の間においては、その増額分の支払は、行わない。

2　Ｃ集団の国に分類された国（１に規定する後発開発途上国を除く。）に対してＡ集団の国に分類された国が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、Ｃ集団の国に分類された国（１に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の十パーセント分増額される。

3　Ｃ集団の国に分類された国（１に規定する後発開発途上国を除く。）に対してＢ集団の国に分類された国（二千十六年以降に目標制度に参加した国を除く。）が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、Ｃ集団の国に分類された国（１に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の十パーセント分増額される。